

川崎都市計画用途地域の変更（川崎市決定）
都市計画用途地域を次のように変更する。

種類	面積	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	備考
第一種低層住居専用地域	約 180 ha	6/10以下	3/10以下	敷地境界から 1 m	125㎡	10m	(1.4%)
	約 1.0 ha	6/10以下	4/10以下				(0.0%)
	約 733 ha	8/10以下	4/10以下	(5.8%)			
	約 327 ha	8/10以下	4/10以下	道路側を除く敷地境界から			(2.6%)
	約 982 ha	8/10以下	5/10以下	1 m			(7.7%)
小計	約 2,753 ha				100㎡		(4.2%)
							21.6%
第二種低層住居専用地域	約 15 ha	10/10以下	5/10以下	道路側を除く敷地境界から 1 m	100㎡	10m	(0.1%)
小計	約 15 ha						0.1%
第一種中高層住居専用地域	約 35 ha	15/10以下	6/10以下	—	—	—	(0.3%)
	約 2,169 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	(17.0%)
小計	約 2,205 ha						17.3%
第二種中高層住居専用地域	約 9.7 ha	15/10以下	6/10以下	—	—	—	(0.1%)
	約 433 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	(3.4%)
小計	約 442 ha						3.5%
第一種住居地域	約 1,395 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	(11.0%)
	約 3.6 ha	30/10以下	6/10以下	—	—	—	(0.0%)
小計	約 1,398 ha						11.0%
第二種住居地域	約 959 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	(7.5%)
	約 4.8 ha	30/10以下	6/10以下	—	—	—	(0.0%)
小計	約 963 ha						7.6%
準住居地域	約 550 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	(4.3%)
	約 81 ha	30/10以下	6/10以下	—	—	—	(0.6%)
小計	約 632 ha						5.0%
近隣商業地域	約 274 ha	20/10以下	8/10以下	—	—	—	(2.2%)
	約 339 ha	30/10以下	8/10以下	—	—	—	(2.7%)
	約 6.7 ha	40/10以下	8/10以下	—	—	—	(0.1%)
小計	約 620 ha						4.9%
商業地域	約 19 ha	20/10以下	—	—	—	—	(0.1%)
	約 3.7 ha	30/10以下	—	—	—	—	(0.0%)
	約 599 ha	40/10以下	—	—	—	—	(4.7%)
	約 82 ha	50/10以下	—	—	—	—	(0.6%)
	約 29 ha	60/10以下	—	—	—	—	(0.2%)
	約 30 ha	80/10以下	—	—	—	—	(0.2%)
小計	約 762 ha						6.0%
準工業地域	約 660 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	(5.2%)
	約 16 ha	30/10以下	6/10以下	—	—	—	(0.1%)
小計	約 676 ha						5.3%
工業地域	約 477 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	(3.7%)
小計	約 477 ha						3.7%
工業専用地域	約 495 ha	20/10以下	4/10以下	—	—	—	(3.9%)
	約 1,287 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	(10.1%)
小計	約 1,782 ha						14.0%
合計	約 12,726 ha						100.0%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

別添、理由書による。

注：現在、第6回線引き見直しの川崎都市計画用途地域の変更の手続き中であるため、面積については、当該地区の変更面積を見込んで算定しています。

適用除外

次のいずれかに該当する土地については、前記の建築物の敷地面積の最低限度（以下「最低限度」という。）の定めは適用しない。

- 1 最低限度が定められた際、現に建築物の敷地として使用されている土地又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用することができる土地で、次の各号のいずれかに掲げる公共施設等の整備とあわせて、当該土地を含む区域において、低層住宅に係る良好な住居の環境が確保されるものについては、当該公共施設等の用に供する土地を除く全部を一の敷地として使用するもの又は当該公共施設等の用に供する土地を除き分割される各々をそれぞれ一の敷地として使用するもの
 - (1) 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）又は都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）による道路
ただし、都市計画法第 29 条の規定による許可を受けた開発行為に係るものを除く
 - (2) 河川、水路その他これらに類する公共公益施設
- 2 当該土地を含む区域において、低層住宅に係る良好な住居の環境が確保されるもので、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 98 条第 1 項の規定による仮換地の指定、同法第 103 条第 1 項の規定による換地処分その他法令によるこれらに準じた処分等を受けた土地（当該処分等のもととなった事業計画等の認可又は決定の公告があった際、現に建築物の敷地として使用されていた土地又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用することができた土地と照応するものに限る。）で、その全部を一の敷地として使用するもの
- 3 都市計画において定めた地区計画等により最低限度が定められ、かつ、当該地区計画等により低層住宅に係る良好な住居の環境が確保されている区域内にあるもの
- 4 前各項に類する都市計画上支障がない場合において、市長が、低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて建築審査会の同意を得て許可した建築物の敷地に係るもの

川崎都市計画用途地域の変更・新旧対照表

種類	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	新旧用途地域別面積		面積の増減
			新	旧	
第一種低層 住居専用地域	6/10以下	3/10以下	約 180 ha	約 180 ha	約 ±0.00 ha
	6/10以下	4/10以下	約 1.0 ha	約 1.0 ha	約 ±0.00 ha
	8/10以下	4/10以下	約 733 ha	約 733 ha	約 ±0.00 ha
	*8/10以下	4/10以下	約 327 ha	約 327 ha	約 ±0.00 ha
	*8/10以下	5/10以下	約 982 ha	約 982 ha	約 ±0.00 ha
	*10/10以下	5/10以下	約 530 ha	約 530 ha	約 ±0.00 ha
小計			約 2,753 ha	約 2,753 ha	約 ±0.00 ha
第二種低層 住居専用地域	*10/10以下	5/10以下	約 15 ha	約 15 ha	約 ±0.00 ha
小計			約 15 ha	約 15 ha	約 ±0.00 ha
第一種中高層 住居専用地域	15/10以下	6/10以下	約 35 ha	約 35 ha	約 ±0.00 ha
	20/10以下	6/10以下	約 2,169 ha	約 2,169 ha	約 ±0.00 ha
小計			約 2,205 ha	約 2,205 ha	約 ±0.00 ha
第二種中高層 住居専用地域	15/10以下	6/10以下	約 9.7 ha	約 9.7 ha	約 ±0.00 ha
	20/10以下	6/10以下	約 433 ha	約 433 ha	約 ±0.00 ha
小計			約 442 ha	約 442 ha	約 ±0.00 ha
第一種 住居地域	20/10以下	6/10以下	約 1,395 ha	約 1,395 ha	約 ±0.00 ha
	30/10以下	6/10以下	約 3.6 ha	約 3.6 ha	約 ±0.00 ha
小計			約 1,398 ha	約 1,398 ha	約 ±0.00 ha
第二種 住居地域	20/10以下	6/10以下	約 959 ha	約 959 ha	約 ±0.00 ha
	30/10以下	6/10以下	約 4.8 ha	約 4.8 ha	約 ±0.00 ha
小計			約 963 ha	約 963 ha	約 ±0.00 ha
準住居地域	20/10以下	6/10以下	約 550 ha	約 550 ha	約 ±0.00 ha
	30/10以下	6/10以下	約 81 ha	約 81 ha	約 ±0.00 ha
小計			約 632 ha	約 632 ha	約 ±0.00 ha
近隣商業地域	20/10以下	8/10以下	約 274 ha	約 274 ha	約 ±0.00 ha
	30/10以下	8/10以下	約 339 ha	約 339 ha	約 ±0.00 ha
	40/10以下	8/10以下	約 6.7 ha	約 6.7 ha	約 ±0.00 ha
小計			約 620 ha	約 620 ha	約 ±0.00 ha
商業地域	20/10以下	—	約 19 ha	約 19 ha	約 ±0.00 ha
	30/10以下	—	約 3.7 ha	約 3.7 ha	約 ±0.00 ha
	40/10以下	—	約 599 ha	約 599 ha	約 ±0.00 ha
	50/10以下	—	約 82 ha	約 82 ha	約 ±0.00 ha
	60/10以下	—	約 29 ha	約 29 ha	約 ±0.00 ha
	80/10以下	—	約 30 ha	約 30 ha	約 ±0.00 ha
小計			約 762 ha	約 762 ha	約 ±0.00 ha
準工業地域	20/10以下	6/10以下	約 660 ha	約 635 ha	約 +25.40 ha
	30/10以下	6/10以下	約 16 ha	約 16 ha	約 ±0.00 ha
小計			約 676 ha	約 651 ha	約 +25.40 ha
工業地域	20/10以下	6/10以下	約 477 ha	約 478 ha	約 -0.96 ha
	小計		約 477 ha	約 478 ha	約 -0.96 ha
工業専用地域	20/10以下	4/10以下	約 495 ha	約 495 ha	約 ±0.00 ha
	20/10以下	6/10以下	約 1,287 ha	約 1,312 ha	約 -24.44 ha
小計			約 1,782 ha	約 1,807 ha	約 -24.44 ha
合計			約 12,726 ha	約 12,726 ha	約 ±0.00 ha

(第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域の外壁の後退距離は、*印は「道路側を除く敷地境界から1m」、無印は「敷地境界から1m」)

理由書

川崎都市計画用途地域の変更（殿町3丁目地区）

本市では、総合計画に基づき、都市の活力や魅力の向上を図り、安全で快適なまちづくりを推進するため、住居や商業、工業などの土地利用の適正な配置による機能的な都市活動の確保や、良好な市街地環境の形成を図ることを目的として用途地域を定めています。

本市の総合計画である、「川崎再生フロンティアプラン」では、殿町3丁目地区を含む「川崎殿町・大師河原地域」を「臨海都市拠点」として位置づけ、羽田空港再拡張・国際化を契機に、民間活力を活かした都市基盤整備を進め、適切な土地利用の誘導により、活力ある臨海都市拠点の形成を図ることとしております。

また当地区周辺は、都市再生特別措置法に基づき、都市の再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として、都市再生緊急整備地域「川崎殿町・大師河原地域」に指定されているとともに、「川崎都市計画都市再開発の方針」では、2号再開発促進地区に位置づけるものとしております。

こうしたなか、本市では殿町3丁目地区における適切な土地利用・都市基盤施設整備等の誘導を図るため、平成20年9月に当地区のまちづくりに関する基本的な考え方を示す「殿町3丁目地区整備方針」を策定し、その実現に向けた取り組みを進めております。

本案は、このような位置づけのある当地区において、「殿町3丁目地区整備方針」に沿った計画的な市街地の形成に向け、大規模工場跡地の土地利用転換を適切に誘導し、新たな市街地像に対応するため、区域面積約25.5haについて、用途地域を変更しようとするものです。